

## OSAKA サステナブル畜産認証制度実施要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、府内の畜産業の振興を図るとともに2015年9月25日国連サミットにおいて採択された国際目標SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向け、農場の持続可能性に配慮した生産体制を推進し、畜産物の付加価値の向上や府民が安心して食することができる畜産物を確保することを目的とし、知事が、サステナブルな取組を行う農場を「OSAKA サステナブル畜産認証農場」として認証することについて、必要な事項を定める。

#### (定義)

- 第2条 サステナブルとは、Sustain（持続する）とable（できる）からなる言葉を由来とし、「持続可能な」ことをいう。
- 2 サステナブルな取組とは、持続可能な取組をいい、持続可能性に配慮した取組全般をいう。
- 3 畜産業におけるサステナブルな取組とは、食の安心安全、環境保全、労働安全、人権保護、快適性に配慮した家畜の飼養管理に加え、農場管理、家畜衛生、家畜排せつ物の管理、動物用医薬品の適正使用など、持続的に畜産業を営む上で求められる要素全般をいう。
- 4 OSAKA サステナブル畜産認証農場は、次の各号を満たす農場をいう。
- (1) 大阪府内において畜産業を営む農場であること
  - (2) OSAKA サステナブル畜産自己点検シート（以下「自己点検シート」という。）の各項目に沿った生産体制の確保に取り組み、知事の認証を受けていること
  - (3) 関係法令で違反が認められるなど不適切な措置が講じられている農場は除く
- 5 自己点検シートとは、畜産業におけるサステナブルな取組として、最低限取り組むべき事項を知事が別に定めるものをいう。

#### (要件)

第3条 認証の申請ができる者は、府内で畜産業を営む個人、法人及び農業者が組織する団体等（以下「生産者等」という。）とする。

#### (基準)

第4条 知事は、認証の基準（以下「認証基準」という。）を別に定めるものとする。

- 2 知事は、前項を満たしているか、公平かつ客観的に審査が行えるよう、審査を行うための基準（以下「審査基準」という。）を別に定めるものとする。

## 第2章 認証等

### （申請）

第5条 認証を受けようとする生産者等は、自ら認証基準を満たしていることを確認し、知事に申請するものとする。

### （認証等）

第6条 知事は、前条の規定により認証の申請があったとき、提出された書類を確認し、現地調査等を行うことにより、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の実施にあたり、必要に応じてその項目の専門知識を有する畜産関係団体や研究施設等から意見聴取を行う等、適切な審査が行えるよう努めるものとする。
- 3 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請者へその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請者へ認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項及び認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

### （有効期間）

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

- 2 認証を受けた生産者等は、認証の有効期間の終了後も引き続き認証を受けようとするときは、認証の有効期間が終了する2か月までに、第5条の規定により知事に申請するものとする。
- 3 更新後の認証の有効期間は、初回に認証を受けた日と同日から3年間とする。

### （認証マーク）

第8条 認証を受けた生産者等は、別に定める認証マークを、生産した畜産物及びそれを用いた加工品のPRのため、広告、商品パッケージ等に使用することができる。

- 2 認証マークは、適正な使用及び管理に努めなければならない。

### （変更の報告）

第9条 認証を受けた生産者等は、認証に係る内容に変更が生じたときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

(調査等)

第 10 条 知事は、必要があると認められるときは、認証を受けた生産者等の生産施設に立ち入って調査し、その取組の実施状況を点検することができるものとする。

(認証事業者の責務)

第 11 条 認証を受けた生産者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 畜産物の生産、加工、出荷、販売等に関する情報を、消費者及び流通関係者に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること
- (2) 自己点検シートにより、自らの経営の向上や畜産物の品質向上に取り組み、従業員にも意識づけを図り実施を徹底すること
- (3) 第 10 条の規定による現地調査に協力すること
- (4) 第 13 条第 1 項の規定による取消に伴って損失が生じた場合の責を負うこと
- (5) 本認証制度で定められている事項及び関係法令等を尊重し、遵守すること

(認証の辞退)

第 12 条 認証を受けた生産者等は、畜産物の生産を中止するとき、または認証基準の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の申出をした生産者等は、遅滞なく認証マークの利用及び使用をやめなければならない。

(認証の取消)

第 13 条 知事は、認証を受けた生産者等に不正な行為等が認められた場合、または改善の要請等に従わない場合は、認証を取り消す等の措置を講ずることができる。

- 2 知事が前項の措置を行った場合、故意・悪質でないと認められる場合を除き、その後 1 年間認証を受けることができない。
- 3 知事は、認証を取り消したときは、当該生産者等に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受け、認証が取り消された生産者等は、遅滞なく認証マークの利用、使用をやめなければならない。

### 第 3 章 雑則

(情報の公開)

第 14 条 知事が公開する情報は、原則として、認証を受けた生産者等の名前や生産された畜産物のブランド名等の付加価値向上や認証事業者の販路拡大に資するものとする。

(免責)

第 15 条 知事は、生産者等が認証を受けられなかったこと、認証を受けた生産者等が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと、又は認証を受けた畜産物について生産者等と消費者の間で生じた損失又は損害等について、その補償又は賠償等に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和 6 年 10 月 18 日から施行する。